

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしやく機能の障害に関する歯科医師の診断
及び意見の取扱いについて

平成 15 年 1 月 10 日 障発第 0110002 号
各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

標記については、昭和 59 年 9 月 28 日社更第 129 号厚生省社会局長通知「唇顎口蓋裂後遺症によるそしやく機能障害に関する歯科医師の診断及び意見の取扱いについて」（以下「旧通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、本日、障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」及び障企発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」により、そしやく機能障害に係る身体障害認定の取扱いが改正されたことに伴い、標記について、下記のとおり定め、平成 15 年 4 月 1 日より適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺憾なきよう願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

また、平成 15 年 3 月 31 日をもって、旧通知は廃止する。

記

口唇・口蓋裂後遺症等によるそしやく機能の障害のある者が、身体障害者福祉法第 15 条に基づき身体障害者手帳の交付を申請するに際し、医師が「身体障害者診断書・意見書」を作成するときは、あらかじめ都道府県知事等の定める歯科医師の「歯科医師による診断書・意見書」（別紙）の提出を求めるものとすること。

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏名	明治 大正 昭和 平成	年月日生	男・女
住所			
現症			
原因疾患名			
治療経過			
今後必要とする治療内容	<p>(1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み</p>		
向後 年 月			
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない			
平成 年 月 日	病院又は診療所 の名称、所在地		
標榜診療科名 歯科医師名		(印)	

(参考)

身体障害者手帳申請手続き

